

クロアチア、EU加盟により共同体商標・意匠が28のEU加盟国で有効に

2011年12月13日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は、12月9日、ブラッセルにおいてクロアチアのEU加盟条約に署名が行われた旨、プレスリリースを行った。同条約は2013年7月1日に発効することとされており、クロアチアは同条約の発効によって28番目のEU加盟国となることが予定されている。

欧州委員会が作成した「クロアチアとのEU加盟交渉の結果に関する情報」と題する報告書の「第7章：知的財産権法」によれば、共同体商標および意匠の取扱について、次のように記載されている。

- ・加盟の日より前に加盟国において登録された共同体商標および意匠は、共同体全域に渡る均等な効果を確実なものとするため、加盟の日にクロアチアの領域にも拡大される。

これによって、現在の共同体商標および意匠がより広い範囲で効力を有することになり、ユーザーにとってはさらに効果的な保護を得ることが期待できる。

また、同報告書には、医薬品等についての市場への販売認可（MA: Market Authorization）の手続きに起因して特許権の行使が妨げられた場合に付与される補完的保護証明書（SPC: Supplementary Protection Certificate）の扱いについて、次のように記載されている。

- ・医薬や植物の製品保護のための補完的保護証明書（SPC）は、クロアチアの加盟の日により有効な基本特許によって保護されていて、かつ、2013年1月1日より後に最初の販売認可が与えられる全ての医薬または植物の製品に対して適用される。ただし、証明書の申請はクロアチアの加盟の日から6月以内に提出されなければならない。

－ OHIM のプレスリリースは、以下参照 －

[Accession Treaty with Croatia signed in Brussels](#)

－ クロアチアのEU加盟条約は、以下参照 －

[Accession Treaty: Treaty concerning the accession of the Republic of Croatia \(PDF\)](#)

－ 欧州委員会による報告書は、以下参照 －

[Information on the results of the EU Accession Negotiations with Croatia \(PDF\)](#)

(以上)